

平成 23 年 2 月 17 日

於：国土交通省（中央合同庁舎 3 号館）11 階特別会議室

社会資本整備審議会

第 6 回都市計画・歴史的風土分科会及び第 13 回都市計画部会合同会議議事録

国 土 交 通 省

社会资本整備審議会 第6回都市計画・歴史的風土分科会  
及び第13回都市計画部会合同会議

1. 日 時 平成23年2月17日（木） 11：00～12：30

2. 場 所 国土交通省（中央合同庁舎3号館）11階特別会議室

3. 出席者（敬称略・五十音順）

〈委員〉

浅見泰司、家田仁、磯部力、井出多加子、上村多恵子、太田和博、小浦久子、  
越澤明、辻琢也、原田昇、マリ・クリスティーヌ

〈臨時委員〉

大橋洋一、高橋光壽、谷口守、中井検裕、中村裕、藤吉洋一郎、松尾友矩

〈専門委員〉

清水千弘

〈国土交通省〉

都市・地域整備局長ほか

4. 議事

(1) 安全・安心まちづくり小委員会及び都市計画制度小委員会からの報告について

(2) その他

5. 議事概要

(1) 安全・安心まちづくり小委員会及び都市計画制度小委員会からの報告について

・安全・安心まちづくり小委員会が報告をとりまとめましたので、資料3により委員長から報告がありました。また、都市計画制度小委員会がこれまでの審議経過について、資料4により委員長から報告がありました。両小委員会からの報告をもって、平成17年6月30日に国土交通大臣より社会资本整備審議会長に諮問され、都市計画・歴史的風土分科会長に付託された「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか。」については、審議が了されました。

(2) その他

・事務局からこれまでの審議経過など、説明がありました。

## 1. 開　　会

○事務局 大変長らくお待たせいたしました。

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。定刻になりましたので、ただ今から社会資本整備審議会第6回都市計画・歴史的風土分科会及び第13回都市計画部会合同会議を開催させていただきます。

## 2. 議　　事

(1) 安全・安心まちづくり小委員会及び都市計画制度小委員会からの報告について

本日ご出席いただきました都市計画・歴史的風土分科会及び都市計画部会の委員及び臨時委員は、それぞれ23名中、現在17名でございますので、社会資本整備審議会令に定めます定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

本日の資料でございますが、多少大部になっておりますが、2枚目に一覧をつけておりますので、14種類の資料をお配りしております。ご確認をいただきまして、過不足がございましたら、事務局にお申し出いただきたいと思います。

なお、ご発言をいただきます場合には、挙手をお願いいたします。

本合同会議でございますが、ご了解いただきまして、分科会長に進行をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、分科会長にこれから議事をお願いいたしたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

○分科会長 ご多忙の中ご参集いただきまして、どうもありがとうございました。本日は、約2年ぶりになりますが、第6回分科会と第13回都市計画部会の合同会議ということになります。よろしくお願いいいたします。

本日の議事としましては、(1)として、安全・安心まちづくり小委員会及び都市計画制度小委員会からの報告をお願いしたいと思いますが、その他ということで、実は今回、後で小委員会報告が了承されましたら、事務局からのご説明もありますが、5年前の諮問について、本日をもって審議が終了となります。また、審議会の任期も一回改選となりますので、ちょうど節目の時期ですので、できましたら各委員の方々から、今後の都市行政に対する希望なり、また、今後こういうことを議論したらどうかを含めて、自由なご発言を

いただく機会もあってもいいのかと思いまして、その時間をかなりとりたいと思いますので、（1）の報告事項につきましては、できる限り能率的に進めたいと思いますので、ぜひその点、お含みおきのほど、よろしくお願ひしたいと思います。

早速でございますが、議事の（1）でございます。平成17年6月30日に国土交通大臣より社会資本整備審議会長に対して、「新しい時代の都市計画はいかにあらるべきか。」について諮問をいただきました。その中には、5つの諮問事項がございますが、このたび、「安全で安心して暮らせるまちづくりの推進方策」及び「人口減少等に対応した新たな都市計画制度の基本的枠組み」につきましては、都市計画部会に安全・安心まちづくり小委員会及び都市計画制度小委員会を設置し、ご議論いただいているところでございますが、このたび、各小委員会よりご報告がございますので、両小委員会の委員長であります都市計画部会長より、ご報告をお願いしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○都市計画部会長　　それでは、安全・安心まちづくり小委員会報告について、ご報告いたします。資料3-1をご覧ください。

こちらに概要、審議経過がございます。まず、我が国の自然的条件から、災害が発生しやすい国土となっているということはご承知だと思います。近年、巨大地震の発生の懸念に加えまして、集中豪雨の頻発傾向ですとか、あるいは気候変動による降雨強度の増加など、都市の災害リスクの高まりが懸念されております。人口・資産が集中した都市において、一たび大規模な災害が発生した場合には、甚大な被害が想定されるわけです。

財政状況も厳しさを増す中、公共施設の整備とか維持管理、それから更新を効率的・効果的に行いつつ、都市の脆弱性を低減させるようなハード・ソフト両面にわたる多様な手法を講じて、総合的な観点から安全で安心して暮らせるまちづくりの実現に向けた取り組みを進めることができますます重要になってきているというわけです。

こうしたことから、「安全で安心して暮らせるまちづくりの推進方策」について専門的な検討を行うために、平成20年9月に、社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会に安全・安心まちづくり小委員会が設置されたということです。以降、平成22年12月まで9回にわたる審議を経まして、報告書が取りまとめられました。

報告の構成、概要ですけれども、この報告は、資料3-4の報告書本編と、そのアウトラインをビジュアルな形で整理しました資料3-5の概要報告書の2部構成となっております。報告書の概要につきましては資料3-3を用いてご説明したいと思います。

まず、報告書は全体で6章構成になっております。このうち、第2章の安全で安心して暮らせるまちづくりの実現に向けた枠組みの構築、ここが本報告書の中核となる部分です。具体的には、都市に関する情報と災害リスク情報を重ね合わせまして、「防災まちづくり情報マップ」、これは仮称でございますが、これを作成いたしまして、これを活用して防災面から見た都市の課題を抽出し、都市の将来像を展望しつつ、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進すべきであるとしております。

第3章、震災・水害等に強いまちづくり施策の展開、以下第5章までは、「防災まちづくり情報マップ」、仮称のものですが、これを活用して、推進すべき多様な施策を取りまとめたものとなっております。具体的には、震災・水害をはじめとする災害に強いまちづくり、大規模震災による被災後を想定した市街地復興に関する事前準備、地域力を活用した安全性の向上について、それぞれ取りまとめております。

なお、本報告を契機としまして、安全で安心して暮らせるまちづくりに向けた取り組みが全国各地で展開されていくよう、国に対して、指針等を整備するなど環境整備を進めていくことを期待するとしております。以上が概要ということになります。

続きまして、都市計画制度小委員会につきまして、これまでの審議経過について整理いたしましたので、ご報告させていただきます。

今度は、資料4-1をご覧いただきたいと思います。都市計画制度小委員会は、社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会に設置されておりました「都市政策の基本的な課題と方向検討小委員会」において取りまとめられました、平成21年6月26日の報告を受けまして、同報告によるエコ・コンパクトシティなど、今後の都市政策の方向の実現に向けて、都市計画制度について総点検を行いまして、制度見直しについて専門的検討を行うために設置され、平成21年7月30日から審議を開始して、本日、実は10時から開催されていたのですが、先ほど開催いたしました第11回まで、会合を重ねて参りました。

今後、人口減少と急速な高齢化等の社会構造の変化、あるいは経済産業構造の変化、環境、財政等の諸制約の強まりなどに対応しまして、これまでの急速な都市化対応に追われてきた制度体系のあり方や運営の方向性を明示的に転換して、都市のあり方が、活力を維持・増進する、あるいは、より持続可能なものとなり、そのために、より集約的で、緑ですとかそういった自然や農とも共生するような構造となっていくことが必要である、こういった基本的な認識に立って検討を進めてきたところです。

報告の概要ですけれども、これまでの検討によりまして、都市計画制度の総点検としまして、今日的な状況をほぼ全体的に概観できる程度に議論が一巡したという段階です。そこで、本日の分科会、部会の合同会議の場に報告すべく、広範で多岐にわたる論点を整理しまして、集約を試みたのが5ページ以降の別紙でございます。これまでの検討事項の要約と、これに対する委員の意見を集約しまして、当小委員会としておおむね認識の共有に至った考え方をそれぞれ示しております。

かいつまんで、委員から示されましたこれまでの主な意見を紹介したいと思います。

都市計画制度の目的や方針に、持続可能性とか、あるいは集約型都市構造化、こういった方向性を組み込むべきではないかというご意見がありました。それから、決定後、長期にわたって実現していない都市計画が広範に見られる現状から、都市計画の定期的見直し検討のルールを確立すべきではないかという意見がございました。さらに、都市計画区域という枠を超えて、都市的な土地利用が拡散する傾向があることにかんがみまして、都市計画区域を超える土地利用コントールの強化、あるいは、そのための関連法体系の抜本的な整理を行うべきではないかという意見もございました。また、市町村をまちづくりの中核的な担い手として、より明確に位置づけまして、複雑化している制度をよりシンプルなものにする必要だという一方で、広域的な調整を強化すべきではないかという意見がございました。

また、人口減少期となり、開発圧力が低下する時代であるからこそ、拡散的な都市構造が問題化するということで、集約型都市構造化に向けて土地利用コントロールを強化していくべきではないか。その際、空地とか緑地、農地、こういったものの非建築的な土地利用を重視した新たな手法を検討すべきではないかという意見がございました。ほかに、市街化区域が指定されているエリアのあり方を、安定的な非建築的土地利用をより重視する方向で見直していくべきではないかという意見もございました。このような市街化区域概念の見直しとあわせまして、農業政策と再結合しまして、都市農業を持続可能なものとしていくために、都市住民の参画も得た、都市農業の特性に応じた取り組みを進めるべきではないかという意見もございました。

ほかに、利用者側の視点の重視の一環としまして、福祉ですとかそういった関連分野との連携を深めるということや、自動車交通以外の歩行者、自転車、公共交通のかかわりを重視していく必要だというご意見もございました。また、「まちなかの多様なパブリックスペース」など官民の中間領域の充実を図るために、協定手法の活用ですとか、ある

いは都市計画制度への組み込みを行うべきではないかという意見もございました。さらに、情報・手続面からの参加・合意形成の制度基盤、あるいは都市計画の正当性をチェックする制度基盤として、客観的なデータの収集や分析、情報提供などを進めていくべきではないかといったようなご意見がございました。

なお、検討した事項のうち、地域主権改革関係と国土交通省成長戦略に掲げられました幅広い環境貢献を評価した容積率の大幅な緩和などにつきましては、先行して既に具体的措置に結びついているところでございます。

今後、より実態に即しまして、今回集約した検討事項の検証と制度の具体的見直しの展望を行っていくとともに、安全・安心まちづくりの検討成果など本分科会・部会におけるこれまでの議論の蓄積も踏まえて、また、並行して、各関係方面のご意見、ご議論を受けまして、さらに明確な姿にしていくために検討を進められることが望ましいと考えております。以上、ご報告いたしました。

○分科会長 ありがとうございました。ただいま資料3並びに資料4に基づきまして、それぞれ2つの小委員会の報告がございましたが、本日の分科会及び部会の合同会議の目的は、この2つの報告につきまして、文面についての修正のご異議がなければ、この場をもちまして、分科会及び部会合同会議ですので、都市計画部会として了承して、その瞬間に分科会としても了承して、これを社会資本整備審議会の会長あてに報告するということのご了承を得るのが、実は今日の最大目的ということになります。

それで、当然ながら、内容についてのご質問、今後の施策展開についての希望等のご発言があると思いますが、それは（2）の自由発言についてのところで、是非いろいろと思いのところをご発言いただければと思いますので、まず、文面についてのご異議があるかどうかについてお諮りして、それがなければ、ご説明しましたように、分科会及び部会としての議決をしたということにしたいと思いますので、文面についての修正のご意見、あるいはご異議等ございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○分科会長 よろしいですか。両委員会で大変精力的にご審議いただいた内容です。では、ご異議ないということで確認いたしましたので、どうもありがとうございました。

従いまして、本日をもちまして、この両委員会からの報告を、平成17年6月30日に国土交通大臣より社会資本整備審議会会长に諮問され、同日付で社会資本整備審議会会长から都市計画・歴史的風土分科会長に付託されました「新しい時代の都市計画はいかにあるべ

きか。」について、審議が了したものといたします。

そこで、最後の報告についての内容でございますが、資料が本日、大部にわたりますが、資料4-4の次に、2枚紙で文案がございます。分科会長名で会長あての報告の文案でございますが、ただいま都市計画部会並びに分科会としての議決がなされましたので、本日付で決裁を行いまして、このような形で社会资本整備審議会長あてにご報告をしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

この間、5年間の長きにわたりまして、関係委員の皆さん、また事務局の皆さん、ご尽力に感謝申し上げたいと思います。また、後で、この5年間の審議経過についても資料をまとめていただきましたので、事務局からご説明があります。

そこで、無事、この5年間の審議が終わったわけでございますが、具体的な都市計画制度改正に向けてさらに議論すべきことがあるということが、この報告の中でも確認されてきましたので、引き続き、都市計画制度小委員会について存続をして、さらに議論を継続していただきたいと考えております。

従来ですと、この小委員会につきましては、諮問の審議の終了に伴いまして廃止されるということがもともとのルールでございますが、それとは別に、小委員会を設置するというルールがもう一つございます。それにつきましては、社会资本整備審議会の分科会全体は、資料2の社会资本整備審議会全体の運営の規則に基づいて、全体の総会並びに各分科会は運営されておりますが、そのもとに小委員会を設置するという規則が、実は従来から河川分科会で行われてきました。この運営規則がやはり必要だろうということで、昨年8月、道路分科会でも同様に小委員会、河川分科会と同様の内容の運営規則が議決されておりましたが、今回、交通基本法の関係で緊急に小委員会を設置する必要が生じましたので、分科会を開催するためには事務的な準備が必要ですので、書面決議ということで、各委員の方、ご了解いただきまして、この都市計画・歴史的風土分科会の運営規則が定められました。

運営規則の内容につきましては、河川分科会、道路分科会、都市計画・歴史的風土分科会、すべて同一内容でございます。その中に、小委員会の設置を行うことができるという規定がございますので、分科会運営規則の第1条に基づきまして、都市計画制度小委員会を引き続き設置して、ご審議をお願いしたいということをお諮りしたいと思います。

本日は資料が大部で大変恐縮でございます。運営規則につきましては資料2でございます。かなり分厚い資料でございますが、その中の一番最後の13ページが、今申し上げま

した、数カ月前にこの都市計画・歴史的風土分科会で、書面議決で了承されました運営規則でございます。

この中で、第1条で小委員会の設置、第2条で小委員会の委員の指名、第3条第1項で小委員長の指名ということで、一応、この運営規則に基づきますと、私の名前による決裁で設置は可能ですが、重要な事柄ですので、また、本日せっかく分科会が開かれていますので、皆さんにお諮りした上で、運営規則に基づく都市計画制度小委員会の継続設置を行いたいと思いますので、この運営規則をご参照いただきながら、このたび、また小委員会報告の中で、引き続き検討課題があることも確認されておりますので、分科会運営規則を適用いたしまして、都市計画制度小委員会を継続することとしまして、また、所属する委員につきましては、本日、引き続き同じ方々をお願いしたいと思っておりますが、このことにつきましてはいかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○分科会長 よろしいですか。ご異議がないようですので、そのとおり諮りたいと思います。ありがとうございました。

そこで、資料5をご参照いただきたいと思います。1枚紙でございます。

ただいま分科会のご了承を得られましたので、運営規則を適用しまして、引き続き同じ委員の方々に、都市計画制度小委員会を改めてお願いしたいと思います。また、小委員長につきましても、ご足労でございますが、浅見委員長に、ぜひ引き続きましてお願いしたいと思います。

ということで、1つ、本日の重要な事項がございましたが、もう一つ、報告事項がございます。資料6でございます。私のほうから、まずご説明いたしたいと思います。

交通基本法案を制定したい。そのために、社会資本整備審議会と交通政策審議会、旧運輸省系の審議会、合同で、しかも、その中の3つの分科会、都市計画・歴史的風土分科会及び道路分科会、並びに交通政策審議会の中に設置されています交通体系分科会の合同で審議を行ってほしいという、これまでにない新しいやり方での審議を行ったということでございます。

平成22年10月8日に国土交通大臣から、「交通基本法案の立案における基本的な論点について」、社会資本整備審議会に意見が求められ、10月14日付で当分科会に付託されました事案につきまして、審議経過等を簡単にご説明させていただきます。ただ、同時に道路分科会にも、また交通体系分科会にもそれぞれ付託されて、審議が開始されたという

ことでございます。

この3つの分科会のもとに交通基本法案検討小委員会を設置しまして、合同で審議が進められました。小委員会につきましては、11月15日から12月24日にかけて計4回開催されまして、ご審議いただき、報告書（案）が取りまとめられております。分科会委員及び関係する臨時委員の皆様には、書面でのご回答をいただき、賛成多数により別添報告書として取りまとめられております。

2月10日付に、社会资本整備審議会長あてに都市計画・歴史的風土分科会としての結論を報告し、同時並行で道路分科会からも、また、交通体系分科会から交通政策審議会の会長あてにも報告がなされているわけでございますが、2月15日付で、社会资本整備審議会としては、会長より国土交通大臣あてに、当分科会の議決をもって社会资本整備審議会長の議決とすることが適当である旨答申されているところでございますので、やや複雑でございますが、別添資料6のとおりでございますので、ご報告申し上げます。

それでは、これから（2）に入ってまいりますが、社会资本整備審議会は発足してから10年になります。また、本日、5年間審議いただいたいた都市計画・歴史的風土分科会の審議も終わりましたので、この機会に、これまでの審議経過などを事務局にまとめていただきましたので、ご説明をお願いしたいと思います。

## （2）その他

○事務局 参考資料1－1を使ってご説明したいと思います。

都市計画分科会、そして歴史的風土分科会につきましては、国土交通省の発足に合わせまして、従来の審議会から分科会という形に変わりまして、審議をお願いしたということでございます。都市計画分科会、歴史的風土分科会、それから、平成14年度からはこの分科会が統合しまして、都市計画・歴史的風土分科会になっているということで、その全体像が1枚目でございます。

特に重要な諮問といったしましては、都市計画分科会の第1回であります、「国際化、情報化、高齢化、人口減少等21世紀の新しい潮流に対応した都市再生のあり方はいかにあるべきか」ということでございまして、これは都市計画分科会であります最後の第6回におきまして、中間とりまとめをいただきまして、都市計画・歴史的風土分科会の第1回で再度諮問したということでございます。

それから、もう一つ重要な諮問といたしましては、先ほど分科会長からもありましたが、都市計画・歴史風土分科会の第3回で、「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか」ということで諮問をいただいております。

また、歴史風土関係におきましては、第2回の「今後の古都行政のあり方はいかにあるべきか」でありますとか、第5回の「明日香村整備基本方針及び明日香村整備計画について」の諮問をいただいているところでございます。

これにつきましては、2ページ目の都市計画部会と3ページ目の歴史的風土部会、2つに分けてご議論いただきおりまして、都市計画部会につきましては2ページ目でございますが、先ほど申し上げました「国際化等の新しい潮流に対応した都市再生のあり方についていかにあるべきか」につきましては、平成15年12月24日に「都市再生ビジョン」の答申をいただきまして、これは都市再生特別措置法の一部改正に反映させていただきました。

それ以降であります、平成18年1月31日に、「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか」につきまして一次答申をいただきまして、これは、いわゆるまちづくり三法、都市計画法と中心市街地活性化法の一部改正ということで実現したところでございます。さらに、第11回には安全・安心まちづくり小委員会の設置、第12回の平成21年6月26日は都市計画制度小委員会の設置ということで、今まで至っているということでございます。

次のページの歴史的風土部会につきましては、第3回におきまして、「古都の保存のあり方についていかにあるべきか」について諮問いたしまして、これにつきましては、平成20年2月19日ということで、今後の古都保存のあり方についての答申をいただきました。これにつきましては、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に反映させていただいたということでございます。

さらに、次のページになりますけれども、先ほど申し上げました「明日香村整備基本方針及び明日香村整備計画について」につきまして、平成22年4月21日で明日香村整備基本方針について回答をいただきまして、さらに明日香村整備計画につきましての回答を平成22年6月23日に行ったということでございます。

つきましては、分科会レベルでは、1枚目でありますが、13回、それから、都市計画部会につきましては、左にありますように12回、歴史的風土部会については16回のご審議をいただいているということでございます。

それから、資料1－2で、これは説明を省略させていただきますが、都市計画部会及び歴史的風土部会の下に小委員会を設置させていただいておりまして、1ページ目から2ページ目、3ページ目の真ん中までが都市計画部会設置の小委員会でございまして、計87回開かせていただいております。歴史的風土部会設置の小委員会につきましても、計19回ということでございます。

戻っていただきまして、資料1－1の後ろのほうに2枚、カラーの紙がついておりますが、先ほど申し上げました、ご審議いただいたもので、都市再生法の特別措置法の一部改正につきましては、都市再生法の施行状況でご説明したいと思います。

都市再生法につきましては、平成14年に施行されており、民間の活力を活用した都市再生ということで、都市再生特別地区という、一度、都市計画を特区的につくり直すというような制度を創設したわけでございますが、さらに、一部改正ということで、都市再生整備計画の制度を創設しました。一昨年までのまちづくり交付金で、今は社会资本整備交付金という名前になっておりますが、893市町村で策定し、現在も1,084地区で実施中ということで、全国的に活用されているということでございます。

次のページに、歴史まちづくり法の施行状況でございます。これは、先ほど申し上げました「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」の略称といたしまして、「歴史まちづくり法」と言わせていただいております。

これにつきましては、国が基本方針をつくりまして、歴史的風致維持向上計画を市町村が策定し、国が認定をいたしまして、向上計画を策定する。これに基づきまして技術支援、景観規制、そしてさまざまな助成制度を措置しているところでございます。資料の認定状況にありますように、全国にわたって19地区を指定しているところでございます。

雑駁でございますが、この10年の都市計画・歴史的風土分科会の歩みと、その反映されました法律2つを取り上げましてご説明させていただきました。以上でございます。

○分科会長 どうもありがとうございました。それぞれ、こういう資料をまとめますと、いろいろ感慨がわく部分もあるかと思いますが、これから（2）ということで、一応、本日は最大の目的でございます2つの報告の議決が終わりました。また、都市計画制度小委員会の存続が決まりましたので、どうもありがとうございました。

そこで、まだ時間がございますので、これから、どのようなご質問、ご発言でも結構ですので、委員、臨時委員、専門委員の区別なく、どなたからでも結構ですので、ご自由にご発言を賜りたいと思います。場合によっては、適宜、事務局からもご発言をいただけれ

ばと思っておりますが、いずれにしましても、最後には、せっかくですので、事務局の幹部の方々からいろいろご発言もお願いしたいと思っております。

そのようなことで、ぜひご発言があれば合図をしていただければと思います。

○N臨時委員 特に私は、都市農地、農業の位置づけのあり方に関心を持っております。ここで資料4-1にさっと目を通した限りでは、思いと同じような方向がとられているのではないかと考えておりますが、今後検討されるということですから、意見として次の4点を頭に置いていただきたいと思います。

1つは、経済の高度成長に伴って都市計画法と農振法で領土宣言というような格好で、土地の取り合いといいますか、分担をしたという経過があると思います。これからは、社会経済情勢が逆になっておりますので、エコ・コンパクトシティをキーワードにしながら、農業、農地との共生、むしろ共生宣言という概念で当たっていただきはどうかと思っております。

ただ、市町村を回ってみると、都市計画の見直しについて、いろいろな対応があるわけですが、やはり固定資産税が欲しいという財政論から、ややもすると、農地転用優先的な感覚でいる方もかなりいるということで、その辺を注意していただきながら、共生概念を持っていただいたらどうかと思っております。

2点目は、この場合、都市農業が今、生産額でも、農家数でも、農地面積でも、約2割のシェアを占めておりますので、ここで農業経営が成立し、それが継続できるという視点を基本にして、その周辺形態として農業、農地のあり方を、例えば教育的機能だとか、環境的機能だとか、防災的機能だとか、福祉的機能だとか、文化的機能だとか、そういう側面から、都市住民に提供できる仕組みを考え、品格のあるまちづくりをやっていただけないか。また市町村で話していて感じるのですが、計画づくりのときに、事務的段階でもう少し農業サイドの人を入れて、意見を聞いてもらえないのかなという気がしております。

3点目は、線引き、区域区分についても市町村でと話していると先にも申した財政論的視点がまちづくりより優先されるという問題があると思いますので、共生に基づく概念で今後の区分を考えていただきたい。

4点目は、先ほど2点目で申しましたように、農業経営の継続ということもございますので、固定資産や相続税制についても、基本的に見直しをしていただきたいと思います。まだありますけれども、以上、今後ご議論いただければということでよろしくお願いします。

○分科会長 ありがとうございました。

何人かの委員から伺って、場合によっては、内容によって関係課長からもお話を伺うというやり方にしたいと思います。どなたからでも結構ですので、ご発言、関連でなくても結構ですので、お願ひしたいと思いますが、いかがですか。

○I 委員 今、N臨時委員がお話しされたのと少し関連すると思いますが、歴史的風土ということを考えるときに、市町村だけでは補えないものが、たくさんあると思います。私たちが今後、日本の中で、社会の資本としてしっかりと守っていかなければいけないのは、昔からある日本の生活様式も含めてですが、これを破壊している要因の1つに遺産相続があると思います。相続税によって私たちの風景が破壊されているわけですから、国土交通省だけではなく、むしろ財務省とかそういうところも関わって、一緒になって考えていただかないと、今まで何代も守り続けてこられた農家にしても、大きな庄屋さんにしても、何も国がお金を出さなくても、私たちの社会の資本としてなっていたこの風景というものが、それによって破壊されているのですから、そのところをもう少し、いい仕組みを考えてもらうようにしていただきたいほうがいいのではないかと思います。

結局、地元の一番身近な市町村というのは、目の前に今まであった風景が壊されていったり、また変化していく上において、自分たちの財政で何とかしようと思っても、なかなかできないような状況にあるだけに、やはり国に頼らざるを得ない。その国が今度、直接見ているわけではないので、むしろ数字として、相続税を払わなければいけないような状況の中で、それを見送りしてくれるとか、または、風景が壊されたときに初めてそこで相続税を課税するというような仕組みとか、このシステムの仕組みも少し変えていただかなといと、あまりにも急速にこういう風景がなくなってしまうことはいけないので、国土交通省だけで、たくさんの分科会が合同してこういうことをできるようになりますて、今後、いろいろな部会が一緒になって一つのセットになるのですから、国レベルも一つのセットになって、もっと真剣にこれに取り組んでいただきたいと思います。

○分科会長 ありがとうございました。

○C 委員 まず、議論の進め方について2点と、その後、本日の資料についてコメントさせていただきたいです。議論の進め方について、まず、小委員会というところは、実際の具体的な提案を行っていく非常に重要な場だと認識しておりますので、それから上がってきた報告書に関して、もう少し丁寧に議論する時間をぜひいただきたい。スケジュールがタイトなのはよく分かりますが、その点をお願いします。

もう1点、先ほど参考資料1－2で、非常にたくさん的小委員会が実際に何回も行われてきて、いろいろ重要なことを検討されております。そうすると、長い時間たってきますと、どこで、一体何が議論されているのか、全体がほとんど把握できない状態になってくるということがあります。かといって、すべての資料を私どもで全部キープしたり送っていただかくというのは、紙も時間ももったいないのです。国土交通省で、どこの部会で現在どういうことが検討されていて、いつごろ中間報告なり最終報告が上がってくるのか、そういうといった全体像がわかるような情報整理の仕組みをお願いいたします。ホームページでも何でもいいですし、暫定的という場合にはアクセス制限はメンバーだけに制限していただいても構わないのでです。

いつも出席するたびに、こんなところでこんなことが行われていたのかと気付かされることが多いあります。ほかの部会や小委員会で、今検討していますというお話をいただいでも、詳細やその後の経過がよくわからないということがありますので、全体像がわかるような整理した資料を、紙ベースでなくて整理していただきたいというふうに、ぜひお願ひいたします。

それと、本日の資料について、特に資料3のところで、「防災まちづくり情報マップ」、私はこれをぜひお願いして、やっていただきたいと思っていたので、本日の資料を非常に興味深く拝見させていただいて、とてもいい資料だと思いました。

今後のことですが、防災一部はネガティブ情報に当たるため、市町村が実際につくろうとするときには、ある意味、非常に抵抗に遭うというのも現実の問題だと思うのです。特に、例えば土地の所有者の方々にとって、自分の土地の評価が低くなるのではないかということが現実に起こります。ですから、ネガティブ情報とポジティブ情報もあわせて載せていくということはとてもいい戦略だなと考えております。

ただ、ネガティブ情報なので、ただガイドラインとか事例集だけを示して頑張りなさいよと言っても、なかなかできないわけです。積極的に、こういうところがたくさんいいところをつくっていますということを前面に押し出していただいて、それを不動産業者などの方が見ていて、土地の価格なり不動産の価格に適切に反映されるような仕組みをつくることが必要です。ぜひ積極的に、こういう情報を出していますよ、こういうところは出しませんよというところが国民にわかるような仕組みをつくっていただきたいと思います。

最後に、先ほどの相続税のお話もありましたが、私も以前から土地利用に極めて重要と

思っていましたので、ぜひ、国土交通省なりの枠を超えて議論していただく場を早急につくっていただきたいと思います。以上です。

○分科会長　　ありがとうございました。

あと、お一人かお二人伺ってから、一回、関係課長からも何かあるようでしたら、一言伺いたいと思います。

○D委員　　10年の活動をこういう形で見ておりますと、都市計画部会も、また歴史的風土部会も、本当に大きな役割を果たしてきたと思います。かつまた、日本の都市というものに対して先取りした、いろいろな法律をつくってきたと感慨深く見ておりますが、ただ、これは一つの種まきであって、これからがいよいよ、この成果がどのように現れてくるのか、狙いどおりなのか、それとも、時代とともにまた変えなくてはいけないのかというようなところにあると思います。

まず、歴史的風土部会のところで、私もこの部会でございますので、そちらのほうから申し上げますと、特に、歴史的風致の維持及び向上に関する法律の制定ということで、具体的に19の都市が制定されたわけでございます。これは本当に分科会長、またいろいろな委員の総意で、また努力のたまもので、国土交通省の中でも枠を超えた、日本の文化というものを国のほうで、どのようにこれから残していくのかという、ほんとうに画期的な、真珠のように美しい法律というふうにある委員もおっしゃっていましたけれども、本当にそう言っても過言ではありません。

ただ残念ながら、政治的ないろいろな思惑の中で翻弄されて、せっかくできた制度が、結局、実施するときになかなか予算もとれない。また、非常に小さいものになりつつあるというところが非常に残念で、まだこれからどのようにしていくかということはもちろんあるわけですけれども、古都保存法では守れなかった日本の歴史的な市街地をいかに形成していくかという、これは引き続きぜひ議論を進めていきたいし、ウォッチしていくべきだと思います。

もう一つ、都市計画のほうですが、この中でも、特に都市再生特別措置法、これも画期的でありました。ただ今、内閣府のほうで、これにある意味、似たというか、これをもつと進化させた、先ほどから出ています税法も含めて、特区をつくるというような、今ちょうど募集が始まっているわけです。内閣府がやるのは内閣府がやる、国土交通省がやる都市再生特別措置法は都市再生特別措置法でやるというのではなくて、むしろ一緒になって、本当は成長戦略、都市の活性化ということを、これからこの都市のあり方を深く考えていく

中で総合特区を進めて頂きたい。確かにキャッチフレーズは稚内から石垣までというので、日本列島をこういう一つの法律でもって活性化するという、これも非常に画期的なだなと思ったのですが、これもまだ道半ばでございますし、むしろこれをベースに、今の現政権下の大きな特区を、税制も含めて、先ほどから出ています国土交通省の枠を超えたことが、やっと各省横断的にできるようになったわけですから、こういったものを進め、まいた種を深掘りして、いいものに仕上げていきながら、都市のあり方をより時代に合わせたものにしていくということをぜひ引き続き深めていくべきではないかということを提案したいと思います。

○分科会長 ありがとうございます。

A委員からご発言をいただいた後、一回、事務局からも少しご発言いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○A委員 都市計画部会長のリーダーシップで都市計画制度の見直しを大いに進めていただけそうで、大変心強く思っているところでございます。特に都市計画に関するこれまでの議論の成果というのも、非常に本質的なところを格調高く議論されているのがよくわかりまして、ぜひお進めいただきたい。それを前提にして2点ほど、引き続きご検討いただいて、概念的に入らないかと思っていることを申し上げたいと思います。

1つは、都市計画の中で、時間ターゲットという感覚を持つべきだと思っています。今まで都市計画事業ではそういう考えがないわけではありませんが、どう考えても現在取り組まなければいけないのは、人口があと二、三十年の間で急速に落ちていく。それまでの、いろいろな意味で余力のある時間を使って、約30年の間でしかるべき状態にまで、日本の国土や都市やインフラの姿を再構成しなければいけない。これが至上命題だと思うのです。従いまして、現在持っている立地上の諸手法や、あるいは誘導上の手法や何かも、ざっと30年の中でどこまでできるようにするかという、その考えを入れていただきたい。これが時間ターゲットの導入という感じです。

もう一つは、今申し上げたように、人口減少というのが非常に大きなプロパルジョンになりますので、そのときに、従来の手法で言うと、枠組みを決めていて、その中で自由に行動してくださいという方法と、インセンティブを与えて立地を促すという方法については、全く無防備ではなかったけれども、撤退を促進するようなプロパルジョン、そのような手法をぜひ入れていただきたい。撤退の促進です。

その2点をご検討いただけましたら幸いに存じます。以上でございます。

○分科会長　　ありがとうございました。

では、事務局から、何か一言ずつでもご発言いただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局　　ご指摘頂きました点を参考に、今後、進めて参りたいと存じます。まだ審議の経過ということでございますので、少し焦点が見えにくいところもございますし、今のA委員のご指摘で言いますと、例えば空間のリサイクルなど、いろいろ芽は出したつもりでございますが、具体的なところは、引き続き議論をしていきたいと思っております。今後とも、どうかご指導をよろしくお願ひいたしたいと思います。

○事務局　　いろいろご指摘ありがとうございます。C委員からもご指摘をいただきましたが、先ほど都市計画部会長兼小委員長からもご報告をいただきましたけれども、安全・安心まちづくり小委員会の中で、都市の災害リスクの高まりですとか、あるいは財政状況も厳しさを増す中で、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めていくための方策として、「防災まちづくり情報マップ」を整備して、また活用して、ハード・ソフト両面にわたる多様な施策を進めていく、そういうことを柱とするご提言をいただいております。

特に、今ご指摘いただきました、災害リスクの情報を、行政だけでなく住民の方々、あるいは地域においてもしっかりと共有していくというようなことも、報告書の中でもご指摘をいただいております。また、こうしたことを通じて、住民の方々がいろいろ自主的な取り組みをされる。あるいは、安全性の高い場所を選ばれる。そういうことにもつながっていくというようなこともご指摘をいただいております。

報告書の内容、また、今日いただきましたご指摘などを踏まえつつ、今後とも関係機関、あるいは関係する部局と十分に連携をとりながら、安全・安心のまちづくりを進めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○分科会長　　ありがとうございました。

引き続き、特にご発言のない委員から、もし何かあるようでしたらよろしくお願ひします。

○E委員　　少しキーワードを並べさせていただいて、最後に1つだけ提案をさせていただきたいと思います。

すべての市民、そして国民を幸せにする都市計画制度、そういうものを創りたい、それが理想である。その一方で、制度は一種の公共政策で、すべての人が幸せになるような公共政策でしたらだれも反対しないので、実現されているはずだという問題があります。し

たがって、共生ということが出てきますし、調整、利害調整を都市計画制度の中でやりたい。一方で、訴訟裁判による決着もある。あるいは名古屋のように選挙に打って出る。あるいは地方議会の役割を強化していかないといけないというような話がある。地方分権、地方主権、地方自治制度を活性化しながら、地域独自のことをやっていくべきだ。一方、財源不足というものを背景として、「選択と集中」をしていかないといけない。選択され、集中されたところはより成長して幸せになるが、そうではないところは衰退していくかもしれない。

そのようなものがいろいろ交錯する中で、どういう形で都市計画制度というものをつくり上げていくかという、なかなか難しい問題があろうかと思っております。そこで、やはり今後、都市経営とか都市経済というものがかなり重要なものとしてクローズアップされていく。管理するべき都市というものから、都市を経営していかなければいけないという発想が必要かと思います。

そこで、資料5で都市計画制度小委員会の名簿をご提示されて、引き続きこれらの委員の先生方には、ぜひ頑張って積極的に議論をしていただきたいと思います。その中で、都市経営の専門家とか都市経済の専門家を必要に応じて招聘していただいて、意見を聞いていただく。あるいは委員として拡充するなり、そういうことを検討していただければと思います。以上です。

○分科会長 　ありがとうございました。

ほかの委員からご発言があるようでしたら、よろしくお願ひいたします。

○H委員 　資料をいろいろと見させていただいて、大変熱心に議論がされてきていると、それに伴って、いろいろな制度も動いているというのがそれなりにわかりました。大変にありがたい資料だと思います。E委員とか経済の先生が言えばいいのですが、制度とかそういうもの、市場が失敗するというか、そのまま放っておくと問題が生じて、それを何とかするという意味合いがあると思うのですが、都市計画の制度の中も、社会的に望ましい方向に市場が動くように外部不経済を取り入れるような方向というのが、どこか一つ筋としてあると思うのですが、そういうところが明確には読み取れないので、ぜひ取り入れてほしいと思います。

もう一つは、土地利用と交通と、それを一体的にすると、土地利用も都市的なものから非都市的なものまで、いろいろなものをやることですが、A委員の撤退の視点を入れるというのは非常に賛成で、空間のリサイクルをやっていかないといけないのですが、

それについては、実態の把握というか、どういう形で施設が立地して、それがどういうふうに使われているかということに対しての知見が不足していて、いろいろな都市で将来のビジョンを立てて、将来、土地利用をこうしようなんて議論をするのですが、そのときに我々の持っている情報というか、現状の理解というのが不足していると感じますので、そういう点の充実というのも必要かと思います。以上です。

○F 委員 安心・安全まちづくり小委員会の前半は行っていたのですが、中間報告以降、全く日程が合わず、議論があまりできずに申しわけなかったと思います。小委員会の議論で感じたのは、安全については、防災という概念と、土地利用、都市計画から考えることで、微妙な差があって、複数の専門分野が、もう少し総合的に議論できるような状況が重要なのかなと思いました。

同様に、私、大阪ですけれども、地方の状況が、今、非常に把握されにくくなっているのではないかという気がします。つまり、分権によってかなりの部分が自治体で都市計画決定できる。国も、そんなに情報提供を求めず、前のようにチェックしないので、地方でどういうことが行われているかということの情報流通が、少し悪くなっているのではないかということを感じます。分権の問題と、地域の情報をどう総合的に共有するかということの両立は難しいところがあると思います。地方の状況を知ることは、実際、制度を決めていくときに重要になってくるポイントなのかもしれないと思っています。

先ほど来、議論がありますように、人口であったり、経済的な拡張、安定というのでしょうか、そういうもので地域がはかられるような状況ではないと思うのです。地域ごとに、持続的であり得るための条件や価値が違ってきており、どのような共通項をもって計画を評価するのかとか、制度を組み立てていくのかというのは結構難しくて、むしろ地域に、計画決定の分権と同時に、地域固有の価値をうまくつくっていくような、それを評価していくような、グローバルというか、全国一律的なマーケットの評価とは違う、何か地域の評価みたいなものが必要ではないか。それがないと、一律的な経済合理性による動きが、地域の中に入ってきたときに調整し切れない、あるいはコントロールし切れないという状況が、今のいろいろな問題を起こしているという気がします。

分権といいながらも、地域の現場では、グローバルで一律的な市場の価値と非常に地域的な価値との調整ができない現状があり、これに対して、どういった制度的枠組みをつくりていくのかというところを考えいただきたいと思います。それが 1 点目。

もう一つは、合併の結果、自治体の行政区域と、風土とか環境のまとまりと、生活圏と、

結構バラバラになってしまっているようなところがあつて、どういった単位で計画をしていくのかというようなところも課題だと思います。これから都市域だけでなく、農地も含めた総合的な土地利用を考えていくときには、計画単位の考え方と、広域的調整が結構重要になってくると思いました。そういう議論がどういうふうに進んでいるのか、一回聞いてみたいというのが2点目。

これまで非常に事業型の都市計画だったと思うのです。都市計画といいながらも。ようやく人口が減り、新たに土地をつくるのではなく、うまく使っていかなければいけないとなってきて、ようやく土地利用計画は、正面切って議論して、できるというような状況になってきていると思います。ですから、撤退だつたりとか、市場との関係であつたりとか、地域ごとの課題であつたりとかに対して、土地利用計画を機能させるのに、どんなことが必要なのかは、よく議論していきたい問題と思っています。これが3つ目です。

そのときに、地域にいて思うのは、技術力というか、人が育っていないというのがあります。しかし、だから分権ができないという意味では全然ないですよ。だから地域に専門家が派遣されなければいけないという問題でもないのですけれども、いかに地域で持続的な計画をし、運営していくような技術の継承、あるいは人を育てていくかということも、計画制度とあわせて、重要になってきているのかなと感じています。

○分科会長　　ありがとうございました

まだご発言のない委員もおりますので、申しわけないのですが、皆さんご都合がそれほど悪くなれば、ちょっと時間を延長させていただいて、いろいろなご都合でご退席される方については、申し訳ないのですが、まだご発言のない方は是非よろしくお願ひいたします。

○P臨時委員　　それでは、簡単に申し上げたいと思います。

最初の審議の依頼があつて、5年ぐらいかかるといふのですか。やはりちょっと時間がかかり過ぎているのではないかというのが一般的な印象です。

それからもう一つ、小委員会がたくさんあって、ずっとやってきていますよね。これだけたくさんあると、矛盾をする要素を含んだ結論が出ているのではないかと、ちょっと第三者的な言い方ですが、そういう気がするのですが、その辺は、事務局の方で調整されながら、全体として、方向が出せているのかどうかというのが感想です。個別的小委員会の報告は大変結構ですと、1つずつはオーケーで、今日なんかはほとんど議論がなくて済んでしまうという仕掛けになっているわけですが、結構ですと言っているだけでは、我々は

何のために来ているかという話になってしまふし、全体はうまく調整がとれているのかと  
いうのがちょっと心配だと思います。

それから、もう一つ重要なのは、新たなスタンダードの確立というのがあります。  
これはやっぱり非常に今後の都市計画にとって大事だと思うのですが、一方で、日本の都  
市の中でもいろいろあると思いますが、これから日本型の都市計画がある種の教科書的に  
なって、アジアの都市計画にどのように影響していくのか、使っていくのか、使ってもら  
うのかというような側面も重要であると思うのです。ある種の都市計画の教科書をもう一  
度、場合によってはつくり直していただくような、きっかけになるような提言というか、  
教科書ができると、これは国際的にも役に立つかもしれない。ヨーロッパ型の都市計画と  
日本で経験してきたアジア型の都市計画、途上国の都市計画はまた違ってくると思うので  
すが、新たなスタンダードの確立を考えているのであれば、そういうことまで見通したこ  
とを考えていただけるといいと思います。

おそらく都市計画に対する周辺の環境条件というのはもっとたくさんあるわけです。自  
然災害とかだけではなくて、生物の多様性の問題から、都市の定義の仕方から、もっと、  
これから都市が置かれていく条件は、先ほどの相続税の問題から撤退の問題も含めて、い  
ろいろな意味で周辺状況が変わっていく中で、どう都市というのは考えられるのか。その  
辺のもう少し幅広い周辺環境を考えた上での都市というものの考え方みたいなものも是非  
考えていただいて、それが一つの新しい都市論へ展開していくけるというふうになるといい  
のではないかということを、第三者的に申し上げておきたいと思います。

○分科会長 ありがとうございました。

ほかにご発言はございますか。よろしくお願いします。

○○臨時委員 皆さんの貴重なご意見を聞いていたのですが、1つ付け加えさせていた  
だきたいということがありまして、あえて発言させていただきます。どんなテーマでもよ  
ろしいのですが、お金をかけただけの効果があるのかという問い合わせをされた大臣がおら  
れましたが、これは大事なことだと思いますが、もう一つ、時間をかけたら、かけただけ  
よくなってきたかという物差しでも評価をしていただきたい。だんだん悪くなっていると  
いうようなものは、やはりどこかに問題があるわけで、これだけお金と時間をかけたのに  
かえって悪くなっているというものは、早く見直していかなければいけない。そういうも  
のが沢山あると思うのです。それでは困るわけで、これだけエネルギーと知恵とお金をか  
けてやってきたことが、本当に時間が経つにつれてだんだん良くなっているのという、チ

エックをしっかりとやっていただきたいということをつけ加えさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○分科会長　　ありがとうございました。

○L 臨時委員　　時間も過ぎておりますので短くしたいと思います。2点ございます。

P 臨時委員もご指摘されたことですが、たまたまですけれども、両方の小委員会に参加させていただく機会がありまして、大変勉強になったのですが、日本の中で一番コンパクトな町は、実は一番安全・安心ではないという、要するに木造密集市街地だったりしますので、それは矛盾というわけではなくて、そういうところはこれから都市の新しい課題になってくるということが、それぞれの委員会の中で個別に明らかになってきたということだと思うのです。だから、それを統合するというような視点が必要だし、委員一人一人がいろいろな課題に目を向けていかないといけないという、我々の責務でもあると思ったということが1点です。

もう1点は、先ほどA委員から、撤退のスキームをとおっしゃられて、私も全くその通りだと思うのですが、それを実現するためには、計画の力が今は弱過ぎるというか、世間に認知されていない部分があって、要するに、自治体に任せて、地方で好き勝手にやりなさいという流れになっていくと、どこも自分のところが中心になりたい、自分のところに物を持ってきたいという流れは止められない。

だから、広域的な観点から、もう少し共生力をしっかりと持つような、その計画というものの重要性を世間に認知していただけるような努力が必要なのかなというのを感じました。以上です。

○分科会長　　ありがとうございました。

○J 臨時委員　　5年間の歩みを見せていただいたて思ったのは、案外、本体の都市計画法にはそれほど大きな変化はなくて、むしろ周辺制度の特区だとか個別のところで動きがあって、そのための法律ができて、いろいろ対応されている。それが現状だと思う。やはり社会情勢が動いたら、個々のところに問題が出て、どうしても要求に応じる形で、個別に法律で対応して、新しい対応をする。それはいいと思うのですが、周辺部分で、社会的な壮大な実験をやっているというような印象が強いのです。今まででは上位法があって、下に流れるというだけだったので、末端でやってもらえばよかったのですが、今後は、どうもそうではなくて、周辺部分で対応した中で出てきたスキルなり、知恵なり手法で、使えるものは今度、本体の制度の方に持ってくるという考え方方が、これからはとても大事ではな

いかと、私はそういう気がします。

例えば今日午前中、お話があった、今動いている都市再生特別措置法というものも、中心に協議会を設けて、そこで円卓会議をやって、出てきた問題について都市計画部局がそれでいきましょうということを言ったら、そこで確約したことを持っていって、見直して、本体のほうで受ける興味深い仕組みです。このような協議会の仕組みだとか、民一民でやっているような取り組みについて、補助金を出すことについての協定制度というものを法律の中で盛り込んで、永続的な制度として確約させるとかというようなものが、個々には出ていると思うのです。

そのような部分的に出てきている新規の仕組みをある程度成長させて、都市計画法本体のほうに取り込んでいくというやり方をしていく必要があります。都市計画もなかなか重くて、社会のいろいろな反応が大きいので、そういう形での制度設計をしていくという視点を持っていかないと、なかなかこの難局に、システムを新しくつくって対応していくことはできないのかということを、5年の歩みを見せていただいて、今日改めて実感したところです。

○分科会長　　ありがとうございました。事務局がかなり苦労してつくりましたので、つくったかいがあったと思います。

M臨時委員、K臨時委員、いかがですか。よろしくお願ひします。

○M臨時委員　　5年間のいろいろな小委員会に出させていただいて、一番近いところでは都市計画制度小委員会ということになるわけですが、今日、報告もありましたが、ここまでズームアウトをして、どちらかというと広角レンズで物を見ていた時期だと思いますが、引き続きそちらの小委員会で議論せよということでございますので、今度は多分、ズームインしていく。

だから、細かいところがだんだん気になってきて、そうすると、かなり意見の分かれるところも出てくるような段階に入ってくるのか、あるいは、そういう段階に入らないといけないのかという印象を受けております。いろいろな委員の皆さんからいただいた意見も頭に入れながら、また引き続き議論に参加させていただきたいと思います。

○分科会長　　ありがとうございました。

○K臨時委員　　先ほど、歴史的風土保全について、遺産相続・相続税の変更検討のご提案がございましたが、これについてはランニング・コストに該当する固定資産税も併せ検討されるべきだと思います。又、区画整理事業による街づくりに長年直接的に携わってき

したことから、歴史的・社会的に新市街地型区画整理の必然がなくなりつつあることは充分に認識・実感いたしておりますが、新たに基幹的道路が作られた場合とかの特別な状況が発生したケースで、その沿道に於いて市域・県域を超えた一体的又は連動した新市街地整備の必然が発生していることを身近に実見いたしております。

以上のことから、各先生方に今後共地方の現実の問題・実情をご理解・ご掌握いただけ るような機会と場をおつくりいただきことも肝要と考えております。お願いいたしたいと思 います。

○分科会長　　ありがとうございました。

○E委員　　仕分けとか予算削減となると不要不急なものが削られますが、真っ先に統計 がターゲットにされて、データ収集関係のものが非常に厳しい状況になりつつあると思 います。いろいろな政策を行うためには統計データは非常に重要ですので、都市計画に必要 なデータの収集に関しては、今後、引き続ききっちりと、あるいは逆に言うと、都市計画 部会のほうで、都市計画に必要最小限のデータはこういうものであって、こういうものを 蓄積していかなければいけないという指針のようなものをつくる必要があるかと思います。

○分科会長　　ありがとうございました。

Q専門委員、何かご発言ございますか。

○Q専門委員　　せっかくですので、それでは。私、途中から参加させていただきまして、 経済学者としてこの問題を考えさせていただきまして、随分意識を変えなくてはいけない なと思いましたのが、フローの循環が非常に速かった時期、またはそれが伸びていた時期 にできた制度というのがこの都市計画の制度でありまして、それがこれから、先ほど人口 の減少の話もございましたが、縮小していくことを想定しないといけません。また、その 成長の速度も落ちていくことを前提にしていかなければなりません。そのような中で、新 しい制度をどうつくっていくのかというのが、マクロから見ている都市計画の制度の改正 ではなかろうかと思っております。

その中で、本来、都市計画法の制定を意識していたときの資料などを、今、たまたま恩 師の遺稿を整理する機会がありまして、見ておりますと、制度をつくったときの目的に掲 げていたものが、たまたま経済の大きな成長の中で実現できなかったものを、また今度、 実現できるような時代が出てきたのだというふうにとらえることができれば、人口の減少 とか経済の縮小というのは決して悪いことだけではないということをとらえながら、ある べき都市の姿というのをもう一度見つけていけたらいいのかなということを感じたという

のが、この議論に追加したときの感想でございます。

もう一つ、C委員からご指摘があったことから考えれば、制度はつくるけれども、マーケットの中で評価したり、きちんとワークするような仕組みづくりがなかった。そういう工夫がまだ必要じゃないか。例えば、幾ら議論をして制度をつくり、法律を変えたとしても、それが、個々の消費者の行動であるとか、自治体の行動であるとか、そういうところに対してきちんと行動を起こさせることができるような情報の提供であるとか、制度の提供であるとか、権限の移譲であるとか、そのようなものが今まで欠けてきたのではないのかなという感想を受けたというのが、議論に参加させていただきましたときの感想でございます。以上でございます。

○分科会長 ありがとうございます。

では、都市計画部会長、よろしくお願ひします。

○都市計画部会長 いろいろなご意見をいただきまして、まさにもっともだとすべて思うのですが、C委員がおっしゃった、防災まちづくりの情報マップですが、ネガティブ情報を見出すということだけが本意ではなくて、むしろそのネガティブ情報とともに、こういう対策をするといいですよというのを示す。そういうふうにすることによって賢い消費者を育てて、最終的には災害に強い町をそこでも構築していくというのが本意ですので、そういう意味では、単にネガティブ情報を示すというよりは、ポジティブになり得る情報も示すということで、むしろ将来的にはポジティブにしていくという発想だらうと思います。そういった議論は既に小委員会でもなされましたので。

もう一つ、最後にQ専門委員がおっしゃった話ですが、私も非常に重要だと思いますのは、都市計画が今まで、エビデンスに基づいてプランニングをしていくというところがちょっと弱かったのかなと思うのです。そういう意味では、エビデンス・ベースト・プランニングというのですか、そういう形で、実際に適切なデータを収集し、適切な判断をして計画をしていく。そういうことをしないと、実際にいろいろな社会での合意をとることが難しい状態になってくるという意味で、そういう意味では、情報というのは非常に重要なのかなと思います。こういった点、今後引き続き議論できるといいと考えております。ありがとうございます。

○分科会長 ありがとうございます。

事務局から、何かあるようでしたら、よろしくお願ひいたします。

○事務局 この分科会の、C委員を始めとして、運営のやり方について、もっと丁

寧な情報提供とか、過去の議論がわかるようにというようなご指摘がありましたので、そこにつきましては受けとめて、より適切な運営の準備にしたいというのが1点でございます。

それから、相続税の問題とかにつきましても、問題意識は持っておりますが、現実には、現在、政府は相続税を上げる方向で議論しているということもありますし、実は国土交通省はそれに対して、居住環境とかに十分配慮する必要があるのではないかという意見を申し述べていきましたが、結果としては、そこはうまく整理がされないままになっておりますので、問題意識として持ち続けているところでございます。

以上でございます。

○分科会長　　ありがとうございました。また、都市計画制度小委員会は継続しますし、おそらく今後は、部会兼小委員会をもう少し開いていただくと、多様な意見交流ができると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、私自身の発言を申し上げますと、私はちょうど10年間、社会资本整備審議会の委員をさせていただきまして、10年間継続または70歳で退任するという国全体のルールがありますので、2月末で退任いたします。そういうこともありますし、5年前の諮問について、少し長くかかったかなということもありますし、諮問を受けたときが黒川分科会長で、私が分科会長代理で、小林重敬先生が部会長と。私もいなくなつたとき、また継続というのはやっぱりよくないと思いまして、何とかまとめてほしいということでお願いしたこと也有りますし、無事、今回このような形で整理ができて大変よかったです。

先ほど委員の方からご指摘がありましたように、都市計画法本体の改正というのは、かなりの省庁、多方面にかかわるということで、戦後、建築基準法自体が昭和25年、全面改正で制定されたのですが、都市計画法は、実はそのとき改正できませんでした、昭和43年に全面改正となりました。今でも、ある意味では人々の暮らし、規制やすべてかかわる部分であるがゆえに、中央省庁は非常に多省庁がかかわるということで、本体の部分はまだまだ議論をして、また理論武装をしてということと同時に、高齢化と都市の縮退を含めて、都市をめぐる状況がこの5年で急速に変わってきたということだろうと思います。

ですから、ぜひ、いろいろ各委員からご発言いただきましたが、その発言は全部自分に返ってきますので、また情報公開のあり方については工夫していただきまして、過去の小委員会の議論も、そのときの段階での各委員のご発言が凝縮されたものが、当時の一種の

知恵、また事務局の努力、その結晶がそのときの審議経過と資料に盛り込まれていますので、折に触れてそれも参照できるような体制にすると、それはそれでいいのかなと考えております。

私自身の立場で言いますと、中身よりは、むしろ小委員会、部会、分科会のあり方についての感想めいたことを申し上げたほうがいいと思いますが、いろいろ時代とともに、また政権交代で、分科会の運営が変わってきました。今回、旧建設省と旧運輸省をまたぐということでの交通基本法の審議もなされたということもございますので、私が以前から思っていましたのは、特に地方都市の中の、比較的歴史文化の遺産を持っているところは、やはり観光振興の施策と一体不可分ですので、これは国土交通省になったと。旧運輸省に戦前からありました観光政策と、旧建設省にあったまちづくりが一体になった部分の、最もいい形で議論でき得る場所だと思いますので、ぜひ合同審議なり含めて、いろいろご検討いただければと思っております。

それから、都市計画につきましては、今回たまたま資料配付がありましたので、都市再生特別措置法についてお話ししますと、もともとの発端は、都市計画制度の運用はやや硬直的な点があるということの中で、民間投資の活力がある東京、特に区部については民間都市開発を大いにやってほしいと。また、都市計画のいろいろな変更については、地域の地権者から提案があった場合、受け入れようじやないかということの制度改革があったと思います。

それについてはかなり成果が出てきたと思いまして、なかなか国というのは、現在進行形の課題に対して、どうしよう、こうしようというのがどうしても課題になると思いますが、5年、10年見つめてみて、先ほどP臨時委員からも、アジアの中での日本の都市計画の意義は何かということがありましたと思います。土地所有が、非常に強固な所有者の意識がある中で、細分化されていて、帰属性がない。大土地所有がない中で、苦労している中だと思うのですね。

欧米の先進的な、我々自身がちょうど学生時代に学んできたような形での都市の姿はできていないわけですが、それはそれとして、公共交通が発展した中での、非常にコンパクトに、一方で水資源になり得るような形の森林資源を逆に持っているという国土のあり方自身が、翻ってみると、ある意味では、それはそれとして誇るべき成果となっている可能性もありますので、国の役割というのは、少し落ちついて物を見るというのも、そういう時代なのかなと思っております。

その中で、今ちょっと気になっていますのは、東京都心の民間再開発、随分成功例がありますが、昭和40年代当時に、郊外地区開発の際に、公団の建設等に伴いまして、郊外自治体が過大な負担を要求したという経緯があります。同じことが今、実は東京の区部で起こっている可能性がありまして、法律、条例によらない過度な開発負担金を求めたり、公共施設の管理を永続的に地域に負担させるかのような協定を結ばせる。これは、地元の地権者・事業者は行政には逆らえませんので、このようなことが起きうる。国としてもう少し、地方分権が進んだ中での都市開発制度の運用が、地方自治体レベルでどうなっているのかというのは検証してほしいと思っております。

徐々に国が、補助金によってみずからの意思を伝える時代から、補助金制度については、平均的な公共投資というのは地方自治体の役割で必要性がなくなっている。しかし、大災害時の復興とか、どうしても困っているときとか、あるいは、時代を先取りしてこういうことを進めたらどうですかという場合に、国の補助制度というのは大変意義があると思います。地方自治体レベルで、地方議会レベルで、ゼロから政策を議論して、これは仮の話ですが、歴史まちづくりで、由緒ある町家がもう壊れそうだ。それを買い取ろうかどうかというのをゼロから議論して、ゼロから位置づけてというのは、これはまず無理でありまして、それによって多くの町家とかが壊されてきました。

例えばそういう資産については、国の助成制度がある中で一定の、現役で建物を使っているときとか相続が起きているときは文化財指定しておりませんので、そういう建物について価値あるものを事前に位置づけて、場合によっては保全・買い取りということは、ある程度粗ごなしでこなしていると、地域の中で議会、首長とか含めて、やっぱり地域の資産だなという議論ができるわけですが、そういう面での一つの、防災面もそうですけれども、規範とか前提を示していくというのは未来永劫、国家の役割だと思いますし、國の役人の方々というのは、絶えずそういう情報を敏感に察知して、また、それを政治家にもきちんと説明して伝えるというのが國の役割だと思いますから、それはもう一度、この分権化の時代の中での國の役割というのは、事務局の皆さん自身も見つめ直して、やっていただく部分というのは、大変その責務は大きいと思っております。

そういうことで、時間を大変超過した中で恐縮ですが、今日も委員から多様な意見が出来て、審議がなくても、年1回ぐらいは分科会で集まりまして、各委員がどういう発言を持っているかというのも、我々にとっても大変貴重ですし、また、事務局の幹部の方々がどう発言されるかというのも大変貴重ですので、いろいろ施策の点検もありますし、ま

た5年、10年タームでの実績をお見せして、率直に意見交換をするという場が審議会の中であっていいと思いますので、そういう面で、せっかくある審議会を有効に活用していくだけで、また、委員の方が熱心な方々ばかりですので、多分、3月以降も実りある、また、事務局としてはご苦労されると思いますが、審議会活動がなされるのだろうと思っております。

ということで、特に分科会長代理、部会長、分科会長になりまして約5年ぐらいでしたが、委員の皆様に支えられまして、無事、何とか務め上げるような感じもしておりますので、この場をかりて厚くお礼申し上げます。どうもありがとうございました。

ということで、都市・地域整備局長から最後、締めでご挨拶をいただいて、時間超過が、進行の悪さで大変申しわけないのですが、それで締めたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○都市・地域整備局長　　今日は、各先生方、大変お忙しいところをご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の議事でございます各小委員会からの報告をもちまして、平成17年6月30日に国土交通大臣より社会資本整備審議会の会長に諮問をされ、都市計画・歴史的風土分科会長に付託されました、「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか。」につきましては、分科会長からお話がありましたとおり、審議が了されたところでございます。

安全・安心まちづくり小委員会につきましては、今後、この報告書を踏まえつつ、関係機関とも連携を図りながら、安全で安心できるまちづくりの実現に向けて引き続き努力を重ねて参りたいと考えております。

また、都市計画制度の見直しについては、本日の本分科会及び部会でのご議論も踏まえまして、都市計画制度小委員会の場で、これをもとに、今日、各先生方からたくさんのお意見をいただきましたが、その意見も踏まえて、さらに具体的な検討をお願いしたいと存じます。分科会長はじめ、委員の皆様方のこれまでのご指導、ご支援に重ねて御礼申し上げます。

終わりに当たりまして、先ほど分科会長からもご挨拶がございましたが、先生は、社会資本整備審議会の発足当初から、委員としてご就任をいただいておりますが、今月26日をもちまして任期が10年になるということで、退任されることとなりました。長い間、私も個人的にはございますが、都市計画課長時代からずっと先生にご指導いただいておりますし、本委員会の運営に当たりましてもいろいろご尽力いただきました。誠にありがとうございます。

うございました。重ねて御礼を申し上げたいと思います。

以上、簡単でございますが、今日のご審議のお礼にかえさせていただきたいと思います。

○分科会長 以上をもちまして散会ということで。どうもありがとうございました。

## 閉 会